

令和8年度家庭用脱炭素化設備導入補助金

【申請の手引き】

< 目次 >

1. 制度について	2
2. 補助対象事業	
3. 補助対象者	
4. 補助対象とならない場合	3
5. 補助額	
6. 事業完了日	
7. 申請の流れ	4
8. 申請方法	
9. 申請書類	5
10. 申請の受付	8
11. 補助金交付決定・補助金交付	9
12. Q&A	
13. 記載例	13

<お問い合わせ>

環境部 GX推進課 いせさきGX推進係
伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21 2階
電話：0270-27-5596
FAX：0270-27-5388

1. 制度について

自己が居住している住宅の屋根や敷地内に、太陽光発電設備や蓄電池を購入、P P A 及びリース契約による導入をした方へ補助金を ISECA ポイントの付与により交付します。

この手引きをよく読み、対象要件、必要書類及び申請方法について確認のうえ申請してください。

2. 補助対象事業

下記のそれぞれの要件を満たす設備を、自己が居住する市内の住宅もしくは住宅と同一敷地内へ導入したもの。ただし、同一住宅（敷地内も含む）への設備導入について、対象となるのは設備の種類ごとに同一年度内につき 1 回までです。

対象設備	太陽光発電設備	蓄電池
要件	<input type="checkbox"/> 未使用品であること <input type="checkbox"/> 発電される電力が、原則自家消費されるもの（余剰売電は可） <input type="checkbox"/> 発電出力が 1 kW 以上 1 0 kW 未満のもの <u>※発電出力：モジュールとパワコンの出力を比較し、いずれか低い値</u> <input type="checkbox"/> 同じ設備に対して本市からの補助金を受けていない	<input type="checkbox"/> 未使用品であること <input type="checkbox"/> 充放電を繰り返すことを前提とする据置型（定置型）のもの <input type="checkbox"/> 蓄電池からの電力が、原則自家消費されるもの <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備と接続されているもの <input type="checkbox"/> 蓄電容量が 2 kWh 以上のもの <input type="checkbox"/> 同じ設備に対して本市からの補助金を受けていない

3. 補助対象者

○以下のいずれにも該当する人

<input type="checkbox"/> 伊勢崎市の住民基本台帳に記録されている
<input type="checkbox"/> 設備を導入した住宅に実際に住んでいる
<input type="checkbox"/> 対象設備導入のための費用を負担している（設置工事費用・サービス利用料等）
<input type="checkbox"/> 市税の滞納がない

4. 補助対象とならない場合

○以下のいずれかに該当する人や事業

<input type="checkbox"/> 予備品の設置、修繕等を行う事業
<input type="checkbox"/> 系統連系をしない事業
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の発電出力が増設後合計10kW以上となる事業

5. 補助額

設備の種類	補助額 ※1,000円未満切捨て	補助上限額
太陽光発電設備	補助対象設備導入に要した経費	50,000円
蓄電池	補助対象設備導入に要した経費	50,000円

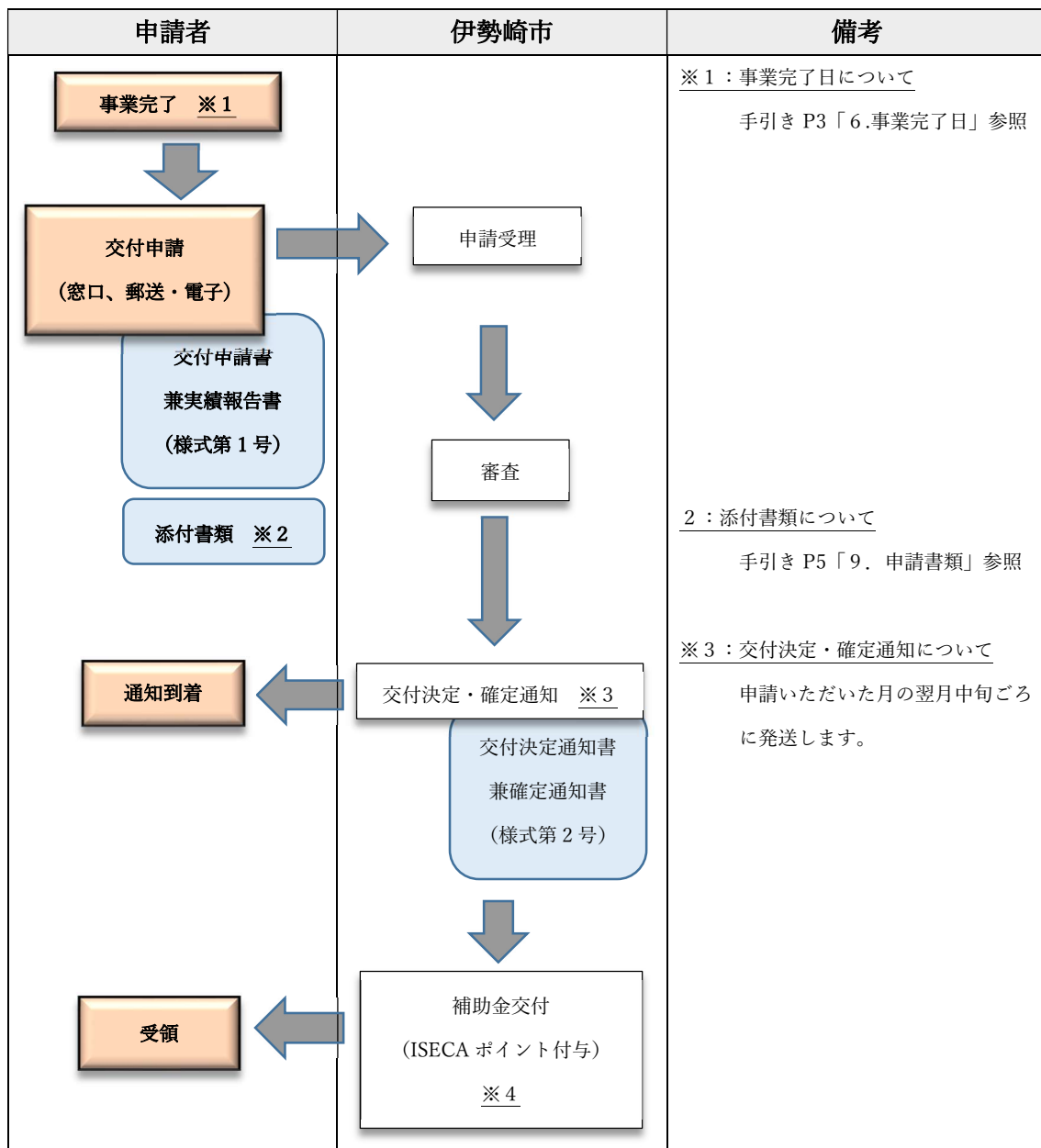
※「導入に要した経費」とは…

【太陽光発電設備】
<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュール <input type="checkbox"/> 架台 <input type="checkbox"/> インバータ・保護装置(パワーコンディショナ) <input type="checkbox"/> 接続箱 <input type="checkbox"/> 電力計 <input type="checkbox"/> 配線・配線器具の購入・据付 <input type="checkbox"/> 設置工事に関する費用 <input type="checkbox"/> 上記に費用に係る消費税
【蓄電池】
<input type="checkbox"/> 定置用(据置型)蓄電池 <input type="checkbox"/> 附属品等の購入費及び設置工事に係る費用 <input type="checkbox"/> 上記費用に係る消費税
【PPA・リースによる導入】
<input type="checkbox"/> 契約期間におけるサービス利用料またはリース料(例:月額単価×契約月数) <input type="checkbox"/> 消費税

6. 事業完了日

設備	導入方法	事業完了日	備考
太陽光 発電設備	購入	設置完了日又は保証開始日	○太陽光発電設備と蓄電池を併せて導入した場合は、それぞれの事業完了日の最も遅い日
	PPA	電力販売開始日	
	リース	リース開始日	
蓄電池	購入	設置完了日又は保証開始日	○事業完了日が当該住宅へ住所変更する前の場合(建売住宅購入等)には、実際に住所を定めた日
	PPA	電力販売開始日	
	リース	リース開始日	

7. 申請の流れ



8. 申請方法

事業完了後(P3「6.事業完了日」参照)、「窓口申請」・「郵送申請」・「電子申請 (LoGo フォーム)」のいずれかの方法によりご申請ください。

なお「電子申請 (LoGo フォーム)」の場合には、それぞれの質問項目への回答及び必要書類に対応するデータの添付により申請が可能です。

9.申請書類

添付書類		備考
1	交付申請書兼実績報告書(様式第1号)	
2	市税等を滞納していないことを証する書類	
3	補助対象設備導入に係る契約書等の写し	
4	補助対象設備導入に係る事業内容のわかる書類	
5	補助対象設備の完成写真	
6	補助対象事業の支払を明らかにする書類の写し	
7	領収書等内訳書	※領収書等により対象経費が確認できれば不要
8	電力受給契約に基づく系統連系日がわかるもの ※蓄電池のみの場合は、系統連系されていることが確認できるものでも可	※令和7年4月1日～令和8年3月31日に設備の設置又は保証開始日を迎えた場合のみ提出
9	ISECA 会員情報申出書	
10	委任状	
11	チェックシート	

1. 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

- P13「13.記載例」を参考に作成
- 市HPに様式の掲載あり
- 電子申請の場合には不要

2. 市税等を滞納していないことを証する書類

- 本市が発行する完納証明書
 - 清掃リサイクルセンター21内では発行できません。
 - 発行窓口：伊勢崎市役所税総合窓口（本館1階6番窓口）、
各支所（赤堀・あずま・境）市民サービス課
いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センター
- 請求方法等、より詳しい内容については市HPをご確認ください。
- <https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/shuunou/2820.html>



3. 補助対象設備導入に係る契約書等の写し

- 設備導入に係る施工会社等との契約書等
 - 契約者が申請者本人のもの（共有名義可）
 - 契約内容、契約金額等がわかるもの
- ※変更契約がある場合には、原契約書の写し及び変更契約書の写しをご提出ください
- ※契約書だけでは対象設備導入が含まれているか客観的な判断ができない場合には、
工事内訳書等を併せてご提出ください
- ※P P A及びリース契約による導入の場合には、それぞれのサービス開始日が確認できるものをご提出ください

4. 補助対象設備導入に係る事業内容のわかる書類

- 事業内容や導入設備が交付要件に合致していることが確認できるもの
（太陽光発電設備を導入した場合）
 - 太陽光モジュール、パワコンの型番、設置台数がわかるもの
 - 太陽光モジュールの仕様書 太陽光発電設備の保証書
 - パワコンの仕様書 パワコンの保証書
- （蓄電池を導入した場合）
 - 蓄電池の型番、設置台数がわかるもの 蓄電池の仕様書 蓄電池の保証書
 - 結線図（太陽光及び住宅と接続されていることがわかる図面）

5. 補助対象設備の完成写真

- 住宅の全景がわかる写真
 - 導入した設備（設置台数等）が確認できる写真
- ※太陽光発電設備：設置台数が確認できるもの
- ※パワコン・蓄電池：型番、設置台数が確認できるもの（銘板の写真等）

6. 補助対象事業の支払いを明らかにする書類

- 設備導入にあたり費用を負担していることが確認できるもの
（購入した場合）
 - 支払金額がわかるもの（領収書等）

※領収書の発行がない場合には、その費用を負担していることがわかる書類をご用意ください。 例：金融機関等が発行する振込依頼書等
- （P P A・リースにより導入した場合）
 - 事業者等へ支払う金額及び内容が確認できるもの

例：支払計画書+引き落としされていることが確認できる通帳の写し等

7. 領収書等内訳書

- 市HPに様式あり
- 領収書等発行者（施工業者等）が証明したもの
- 支払い金額に対し、補助対象設備導入に係る経費の内訳が正しく記載されているもの
※記載方法はP14を参照してください
※「領収書」や「施工業者発行の内訳書」等からそれぞれの設備に対しての経費が確認できる場合には作成不要。

8. 電力受給契約に基づく系統連系日がわかる書類

（蓄電池のみの申請の場合）系統連系されていることが分かる書類

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日に設備の設置日または保証開始日を迎えた場合のみ提出
- 電力会社が発行した「系統連系日（買取起算日）」が確認できるもの
 - （例1）Web申し込みシステム「**工程照会**」をプリントアウトしたもの
…発電者名義・発電場所・系統連系開始日・受電地点特定番号が記載されているもの
 - （例2）「**購入電力量のお知らせ**」をプリントアウトしたもの
…契約名義・契約住所・設備出力・買取起算日が記載されているもの
- ※系統連系から一定期間が経過し、書類が用意できない場合には、「電力会社との協議内容のわかる書類(電力受給契約のご案内等)」と「直近の売電状況がわかる書類」を併せてご用意ください。
- 「蓄電池のみ」の申請の場合には、「系統連系されていることがわかる書類」を提出
例：直近の売電状況がわかるもの等

9. ISECA 会員情報申出書

- 申請者本人のISECAの情報であること

10. 委任状

- 申請者以外（家族や施工業者等）の方が窓口にお越しになる場合に提出
- 申請者の自筆により作成
- 郵送申請及び電子申請の場合は不要

11. チェックシート

- HPに様式あり
- 該当箇所すべてチェックしたもの
- 電子申請の場合は提出不要

10. 申請の受付

①申請期間 **※郵送申請：必着** **※電子申請：送信完了**

事業完了日（P3 参照）から起算して90日を経過した日までに申請すること

※上記受付期間内であっても申請額が予算額に達した時点で受付終了となります。

令和8年度予算額：25,000,000円

※窓口申請の受付時間は、平日午前8時45分から午後5時15分まで

（参考）申請期限一覧

事業完了日			90日を経過した日	備考
年	月	日		
R8	4	1	R8.7.1	
	7	1	R8.9.30	
R9	3	1	R9.5.31	次年度事業実施がない場合には R9.3.31 まで

★重要★

令和8年度補助事業より、制度内容の一部「事業完了日」について変更がございました。変更に伴い、次のとおり対応します。

○事業完了日の変更点

	令和7年度補助制度	令和8年度補助制度
太陽光発電設備（購入）	系統連系開始日	<u>設置完了日又は保証開始日</u>

⇒令和7年4月1日から令和8年3月31日に補助対象設備（太陽光・蓄電池）を設置又は保証開始を迎えた事業についても補助対象とします。ただし、事業の実施状況、設置日等により申請期限が異なりますので、申請を希望される際にはGX推進課へご相談ください。

例1)

	設置日・保証開始日	系統連系開始日	申請期限
太陽光発電設備	令和7年12月1日	令和8年3月31日	令和8年4月30日
蓄電池	令和7年12月1日		

例2)

	設置日・保証開始日	系統連系開始日	申請期限
太陽光発電設備	令和7年12月1日	令和8年5月1日	令和9年4月30日
蓄電池	令和7年12月1日		

考え方が非常に複雑となるため、GX推進課へご相談ください。

②受付窓口

環境部 GX 推進課（伊勢崎市柴町954 清掃リサイクルセンター21管理棟2階）

※伊勢崎市役所本庁舎内ではありませんのでご注意ください。



11. 補助金交付決定・補助金交付

提出いただいた交付申請の内容についての審査終了後、申請者へ「補助金交付決定通知書兼交付確定通知書」をお送りします。内容をご確認いただき、お手元で保管をお願いします。記載された ISECA ポイント付与日以降に、正しく付与されていることをご確認ください。

12. Q&A

対象期間・対象設備・対象となる住宅等について

Q	いつ実施した事業が対象になるか？
A	事業完了日から90日を経過した日までに申請があったものが対象となります。事業完了日はP3「6. 事業完了日」をご確認ください。 ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日に設備を設置または保証開始を迎えた事業についても対象となる場合がありますので、GX推進課へご相談ください。
Q	太陽光発電設備を設置する新築住宅も対象か？また事業完了日はいつか？
A	対象設備に対して費用を負担していることが確認できれば対象。事業完了日は、P3「6. 事業完了日」をご確認ください。

Q	太陽光発電設備または蓄電池、もしくはその両方が設置されている建売住宅を購入した場合、補助の対象となるか？またその場合の事業完了日はいつか？
A	対象要件を満たす場合には対象となります。事業完了日についてはP3「6. 事業完了日」をご参照ください。事業完了日が実際に居住するよりも前の日の場合には、実際に住所を定めた日が事業完了日となります。

Q	店舗併用住宅への設備導入は対象となるか？
A	発電した電力が居住スペースにて使用されている場合には対象となります。

Q	住宅を2棟所有しており、それぞれに設備を導入しようと思うがそれぞれが対象となるのか？
A	主に居住している、どちらかの住宅のみが対象となります。

Q	持ち運び可能な蓄電池を購入したが、対象となるか？
A	対象外です。据置型・定置型のものが対象です。

Q	野立てやカーポート・倉庫の屋根へ設置する場合は対象となるか？
A	実際に居住している住宅と同一敷地内の建物等への設置で、かつ、発電した電力が当該住宅に引き込まれており、居住スペースにおいて自家消費されている場合は対象となります。「補助対象設備導入に係る事業内容のわかる書類」として、発電した電力が住宅に引き込まれていることがわかる図面等を提出してください。

Q	二世帯住宅はそれぞれの世帯から交付申請が可能か？
A	1住宅において各設備それぞれ1回限の申請となるため、各世帯からの申請は不可。ただし、同一敷地内に建つ2棟の住宅それぞれが補助対象設備を導入し、世帯や契約関係が全て独立していると判断できる場合にはそれぞれの世帯ごとの申請可。

Q	PPAにより太陽光発電設備と蓄電池を導入した。太陽光発電設備、蓄電池それぞれが対象となるのか？
A	太陽光発電設備及び蓄電池のそれぞれの設備に対して費用の負担がある場合には、補助対象となります。

申請について

Q	共有名義となっている住宅や土地への導入をする場合、補助金の申請者は誰か？
A	設置工事業者等と対象設備導入に係る契約を結んだ方が申請者となります。

Q	窓口へ行くのは代理人（施工業者等）でもいいのか？その場合の必要書類はあるか？
A	代理の方が申請する場合には委任状の提出が必要となります。

Q	電子メールでの申請でもよいか？不備があった場合は返送されるのか？
A	電子メールによる申請は不可。「窓口申請」以外の方法としては「郵送申請」または「電子申請（LoGo フォーム）」でも受け付けています。ただし郵送や電子申請にてご申請頂いた内容に不備があった場合には、訂正の為改めて窓口へお越しいただく場合がございます。また受付期間を超過していたり、本制度に係る申請額が予算額に達していた場合には受け付けできませんので、期間に余裕をもってご対応ください。

添付書類について

Q	「市税に滞納がないことを証する書類」とはどういった書類か？また電子申請の場合にはスマホで撮影したものの添付でもよいか。
A	本市が発行する完納証明書です。添付の形式は問いませんが、画像等が不鮮明のため記載内容が正確に確認できない場合には再提出をお願いする場合がございますので、極力 PDF 化していただき添付してください。

Q	「事業内容のわかる書類」とはどういった書類か？
A	実施した事業、導入した設備が要件に該当するかを客観的に確認できるものをご用意ください。詳しくは P6 記載の書類例をご確認ください。

Q	完成写真についてはスマホで撮影したものでもよいか？
A	添付書類としてご提出いただきますので、プリントアウト(カラー)してお持ちください。電子申請の場合には、フォームへのデータ添付をお願いします。

Q	支払いが複数回に分かれていて（頭金→着工金→最終金等）、領収書（振込通知書含む）が複数枚出た。どれを提出すればよいか？
A	全ての領収書をご用意ください。但し書き等で補助対象設備の支払いであることが確認できる場合には、該当する領収書のみご提出ください。また経費について判断が難しい場合には、支払いに関するすべての領収書をご用意いただき、併せて内訳が確認できる書類（領収書等内訳書等）をご提出ください。

Q	ローンによる支払いのため施工会社から領収書は発行できないと言われた。代わりになるものはあるか。
A	「金融機関発行の振込依頼書(控)」や保証会社発行の「支払明細書+直近の引き落としの状況がわかる通帳のコピー」など、当該事業に対して支払いが行われていることが、客観的に確認できるものをご用意ください。

Q	申請者本人が I S E C A を持っていないため、家族のもので補助金申請することは可能か？
A	申請者本人のもののみ受付可能です。お時間に余裕をもって ISECA の利用登録を行ってください。

その他

Q	以前利用していた太陽光発電設備を、故障により1年前に撤去済み。今回新たに設置しようと考えているが対象になるか？
A	対象設備や事業の要件を満たしていれば対象です。

Q	補助金の交付を受けた後に、建物の取り壊しや売却をする必要が生じた場合はどうなるか？
A	取り壊しや売却する予定がある場合にはGX推進課へ連絡をお願いします。状況により補助金の返還となる可能性があります。

13. 記載例

様式第1号（第6条関係）

空欄

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 住 所（申請者住所）

氏 名（申請者氏名）

住所：「伊勢崎市」から記入
申請者：申請者＝契約者

令和8年度家庭用脱炭素化設備導入補助金交付申請書兼実績報告書

令和8年度家庭用脱炭素化設備導入補助金の交付を受けたい旨を記載した家庭用脱炭素化設備導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第○条第○項のとおり申請します。また、関係書類を添付します。

「申請する設備」、
「導入方法」に

小数点以下切り捨て

導入設備 （注1）	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備 （発電出力： 7 kW）	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池 （蓄電容量： 7 kWh）
導入方法	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース
事業完了日	令和8年 6月 1日	令和8年 6月 1日
補助 申請額	50,000 円	50,000 円
合計	金 100,000 円	
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 市税等を滞納していないことを証する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象設備導入に係る契約書等の写し <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象設備導入に係る事業内容の分かる書類の写し <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 補助	
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象要件を満たしていることを確認しました。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者の住民基本台帳を照会することについて同意します。	

※P3「6.事業完了日」参照

「掛かった費用」では
なく「申請額」を記入

提出書類にしてください。
すべてにがされないと対象外。

（注1）補助対象設備は、別表第1の要件を全て満たすこと。

（注2）事業完了日は、別表第2に定める日を記入すること。

領収書等内訳書

(宛先) 伊勢崎市長

領収書等の発行日を記入

申請者名を記入

年 月 日付

様の支払いに関する書類

等における家庭用脱炭素化設備に関する内訳額は、
記

—購入の場合—

P3「5.補助額」下部の「導入に要した経費」を参考に、記入してください。

1. 購入

	太陽光発電設備	
太陽電池モジュール	円	
蓄電池機器		円
付属機器小計	円	円
設置工事費	円	円
消費税	円	円
合計	円	円

2. PPA契約・リース契約

	単価	契約月数	合計金額
太陽電池モジュール	円 (税込)	ヶ月	円
蓄電池	円 (税込)	ヶ月	円
合計			円

—PPA・リースの場合—

それぞれの設備ごとに契約期間における支払い額を計算し入力してください。

—PPA・リースの場合—

(設備ごとの内訳が公開できない場合)
それぞれ上限額以上の支払いが発生していることを確認したうえで、合算した金額について入力してください。

※「太陽光発電設備」と「蓄電池」の内訳の記載ができない場合

いずれの設備に対しても、本制度における補助金

	単価		
太陽光発電設備	円	ヶ月	円
・蓄電池	(消費税: 円)		

上記の内容に間違いのないことを証明します。

作成日及び領収書等を発行した業者名を記入

年 月 日

会社名: _____

委任状

(宛先) 伊勢崎市長

代理人(窓口へ行く人)

住所 伊勢崎市柴町 954 番地

氏名 GX 太郎

連絡先 0270-27-5596

申請者との関係 長男

窓口にて、代理人の方の本人確認を
しますので、身分証明書をお持ちく
ださい。

住所は事業所の住所ではなく、代理
人の方の住所を記入してください。

私は、上記の者を代理人と定め、家庭用脱炭素化設備導入補助金申
請における一切の権限を委任いたします。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

申請者

住所 伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

氏名 伊勢崎 一郎

印

(押印は任意)

※申請者本人の自筆で記入願います。

申請者本人の自筆で記入
押印は任意

ISECA会員情報申出書

家庭用脱炭素化設備導入補助金の交付申請兼「A」の登録情報については下記のとおりです。

申請者本人の ISECA 情報を記入
してください

SEC

(1)	氏名	(申請者氏名)
(2)	生年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
(3)	住所	〒 372-0000 伊勢崎市 今泉町二丁目〇〇
(4)	電話番号	0270 - 27 - 〇〇××
(5)	ISECA会員コード (8桁)	〇〇〇〇〇〇〇〇
(6)	CD (チェックデジット) 番号 (2桁)	〇〇
(7)	<p>【申請者チェック事項】</p> <p>ISECAポイントによる給付の際、申請者の個人情報(氏名、生年月日、電話番号等)を伊勢崎市電子地域通貨事務局に提供することに同意します</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 同意します